

国立公園ならではの宿泊施設 ガイドライン(1.0版)

※本ガイドラインは今後の試行的取組の結果を踏まえ、改訂する予定としています。

令和6年10月

環境省自然環境局国立公園課

< 目 次 >

I. ガイドライン策定の経緯	1
1. はじめに－国立公園の宿舎事業者に期待すること－	1
2. ガイドライン策定の目的.....	5
3. ガイドラインに位置づける機能・役割	5
4. ガイドラインの運用　－連携方策の実施－	7
II. 「国立公園ならではの宿泊施設」として有してほしい機能・役割.....	8
1. 環境と社会の持続可能な発展に関する機能・役割.....	8
2. 「国立公園の保護と利用」に関する役割・機能.....	16
3. 取組の実効性の確保.....	23
III. 備考	24
1. 用語解説.....	24
2. 問合せ先一覧.....	26

I. ガイドライン策定の経緯

1. はじめに－国立公園の宿舎事業者に期待すること－

(1) 国立公園の宿舎事業

国立公園は、我が国を代表する傑出した自然の風景地として指定される地域であり、現在、35箇所が指定されています。日本の国立公園は、土地所有に関わらず区域を指定する「地域制自然公園」であり、指定地域の貴重な自然を守りつつ楽しむ利用環境を整備するためには、国立公園事業の取組を、環境省だけでなく地方自治体や民間事業者など、地域の多様な関係者との「協働」のもとで実施していくことが非常に重要です。

特に国立公園事業の中でも、滞在体験の核となる宿舎事業に関しては、歴史ある宿泊施設が、伝統と自然を守りながら、国立公園における滞在体験の魅力向上に貢献してきた事例が各地にあります。一方で、国立公園の利用者数は、1960年代以降に急速に伸び、1991年の4.15億人をピークに漸減していますが、利用者数が伸びた時代に急増した宿泊施設が、その後衰退し、残された廃屋が課題となっている地域も多くあります。

現在、コロナ禍による落ち込みを経て、インバウンドも含めた利用者数の回復が見られ、宿泊施設の開発需要も増えつつあります。宿舎事業者には、短期的な視点での開発によって廃屋を生み出すなどの悪影響をもたらさないよう、国立公園の理念に基づいた、持続可能な経営が求められます。

(2) 国立公園における滞在体験の魅力向上

環境省では、2016年より、国立公園のブランド力を高め、国内外の誘客を促進し、保護と利用の好循環により地域活性化を図ることを主旨とする「国立公園満喫プロジェクト」を推進しています。2023年には、国立公園が来訪者や地域に約束することとして、「国立公園のブランドプロミス」をまとめ(図1)、現在はこの「プロミス」に沿って、地域資源の新しい魅力・価値を創出し、地域の活性化につなげていくため、国立公園の豊かな自然やそこに根ざした地域の文化をより深く満喫できるような滞在を増やす「滞在体験の魅力向上」に重点的に取り組んでいます。

最近の主な動きについては、図2の通りです。



図 1. 国立公園のブランドプロミス

国立公園における滞在体験の魅力向上に関する最近の動き

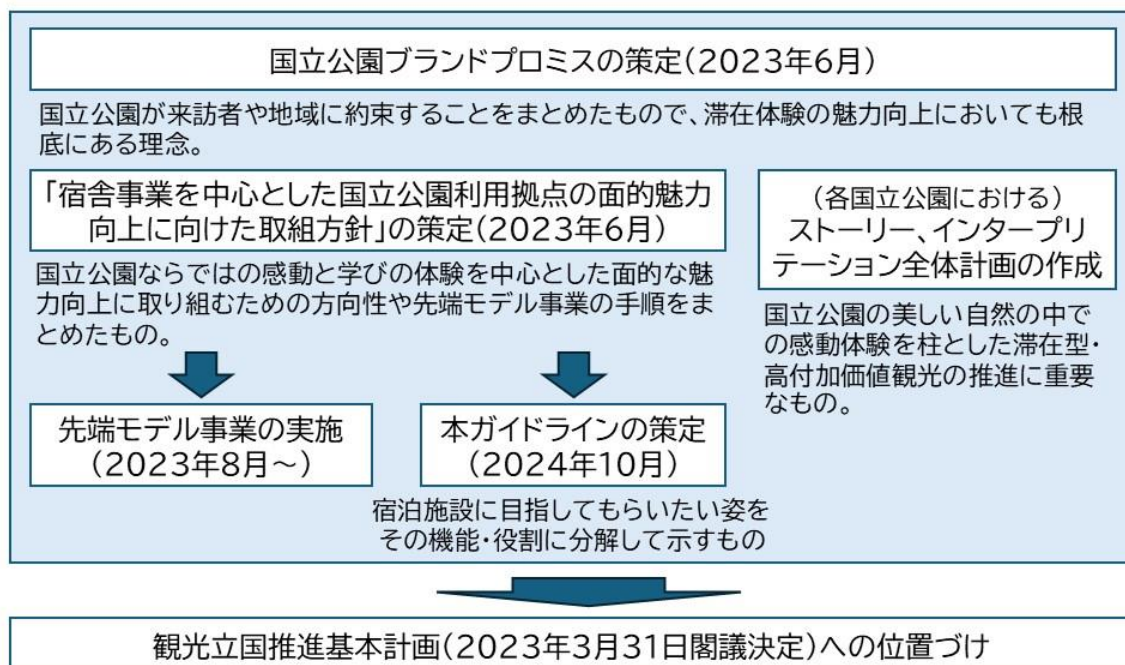


図 2. 国立公園における滞在体験の魅力向上に関する最近の動き

(3) 保護と利用の好循環

自然環境は、地域の生活・文化・歴史の基盤であり、貴重な自然環境が保全されてきた国立公園は、我が国の重要な自然資本です。国立公園内で行われる事業は、その自然資本を元に行われるものであり、自然環境が損なわれれば、事業そのものが成り立たなくなるだけでなく、地域全体の持続性を損なうおそれがあります。一方で、自然環境の保全に対しては、シカによる生態系被害の深刻化や、登山道周辺環境の荒廃、豪雨災害の頻発化による損失といった厳しい現状があり、その対策には、財源・労力両面の確保が必要不可欠です。

その点で、利用者との重要な接点になり得る宿舎事業者には、利用者に「自然環境は利用を支える基盤であり、国立公園は我が国の重要な自然資本である」という意識を持ってもらうための普及啓発や、宿泊利用者等の活動の一部が、国立公園の自然環境の保全に繋がるような、「保護と利用の好循環」の仕組み構築への関わりも期待しています。

昨今、脱炭素、循環型社会、自然共生などへの対応は喫緊の課題となっており、「ネイチャーポジティブ」という考え方も示されているところです。また、アドベンチャーツーリズムに対する関心の高まりもあり、貴重な自然が保全され、引き継がれてきた国立公園においては、自然環境の保全に関する特に高い意識と、環境負荷の総量を削減していく配慮が求められています。利用者のサステナビリティへの意識が向上しつつある中で、これらのニーズにもしっかりと対応することは、新しい魅力の創造にもつながります。宿舎事業が国立公園管理や「保護と利用の好循環」に携わっていくことが、宿舎事業を含む各地域にとってのブランドイメージ向上につながるよう、環境省としても積極的にその仕組みづくりに努めていきたいと考えています。

(4) 「国立公園ならではの宿泊施設」として目指したい姿

2023年に策定した「宿舎事業を中心とした国立公園利用拠点の面的魅力向上に向けた取組方針」において定義されている、宿泊体験を核とした利用の高付加価値化に向けて、「国立公園ならではの感動体験を提供する宿泊施設」として満たすべき条件を踏まえ、本ガイドラインにおいて「国立公園ならではの宿泊施設」として目指したい姿を、図3の通り整理しました。

国立公園の宿泊施設は、素晴らしい景観の中に位置し、環境保全、持続可能性、地域の生活・文化・歴史・コミュニティ等に配慮しつつ、その土地のストーリー※を伝えるアクティビティを提供するなど、唯一無二の感動や体験ができるポテンシャルを有しています。海外の国立公園等においては、そこでの滞在を中心とする唯一無二の体験を目的に利用者が訪れるような宿泊施設があります。一方で、日本の国立公園においては、個別の取組において素晴らしい事例が多くあるものの、宿泊施設を拠点とした環境配慮、地域貢献、自然保護、感動体験の提供等の推進は十分にされてきていません。

こういった宿泊施設の存在は、国立公園の利用・滞在の魅力向上の鍵となることから、国立公園の宿舎事業者にも本ガイドラインで示す「国立公園ならではの宿泊施設」として目指したい姿の実現に向けて一緒に取り組んでいただきたいと考えています。

※ ストーリー(物語)とは、自然・暮らし・文化など地域の資源をつなぎ、その風景地の成り立ちや価値を伝えるもの
(国立公園のブランドプロミスとブランディング活動(2023年))

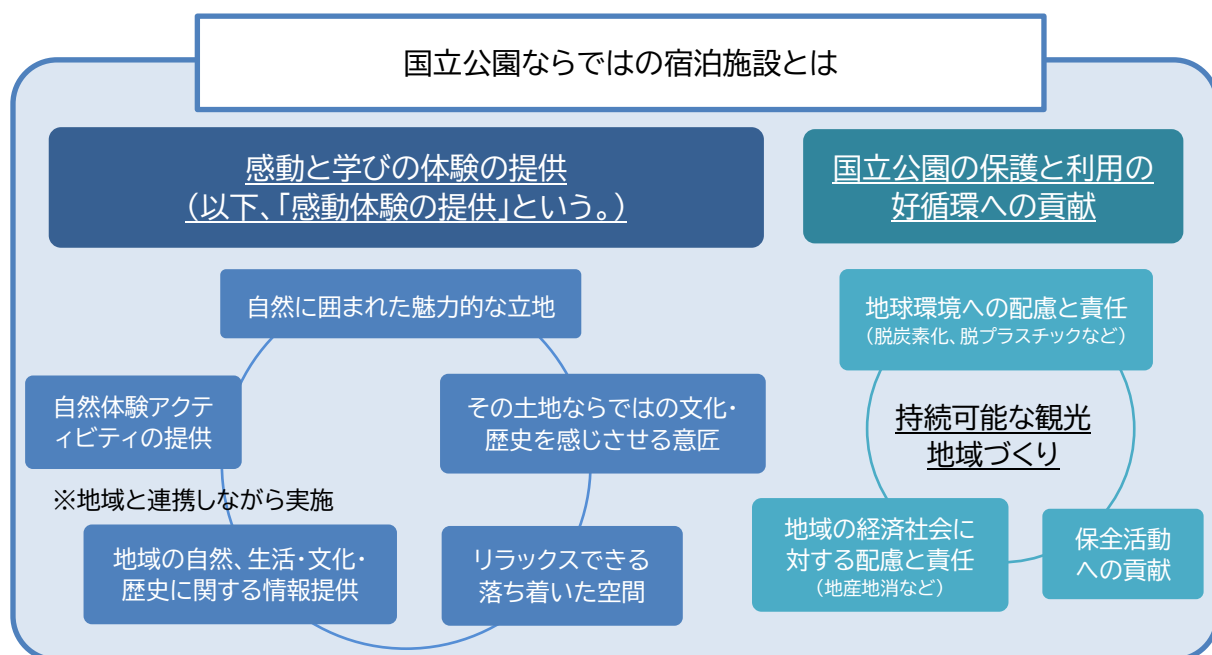


図3 本ガイドラインにおいて「国立公園ならではの宿泊施設」として目指したい姿
(本ガイドラインでは、本図全てを満たす宿泊施設を「理想像」としている。)

2. ガイドライン策定の目的

1(4)の「国立公園ならではの宿泊施設」を増やしていくために、「全ての国立公園の宿泊事業者にお願したいこと(＝コア項目)」「理想像を目指すために満たしてもらいたいこと(＝ステップアップ項目)」を、ガイドラインとしてとりまとめ、広く周知することで、まずは環境省と全ての宿泊事業者が共通認識を持つことを目指します。

その上で、全ての宿泊事業者がコア項目を達成できるよう推進していくとともに、先進的な取組を行う事業者が、「理想像」を実現することで高付加価値な滞在体験が提供できるよう、宿泊事業者と環境省が協働で取り組みを行っていきます。この取組においてもガイドラインを指針としていきます。

3. ガイドラインに位置づける機能・役割

「国立公園ならではの宿泊施設」として有してほしい機能・役割は、表1のとおり大きく3つ、細かく分けて5つあります。また、各機能・役割に設定する詳細な項目については、表2のとおり「目指す水準」に応じて、大きく2つに分けて設定しています。なお、これらの項目は各国際認証基準に盛り込まれている項目を考慮して作成したものです。

表1. ガイドラインに位置づける機能・役割とその趣旨

機能・役割の項目	機能・役割の項目	設定した趣旨
1. 環境と社会の持続可能な発展に関する機能・役割	1-1. 環境負荷の総量削減に係る取組の実施 (1)環境負荷の総量削減に係る取組の実施	国立公園は我が国の貴重な自然資本です。自然資本を維持し、国立公園としての価値を提供し続けるために、事業継続の基盤となる、地球・社会環境への配慮を項目として設定しました。また、文化等の地域資源維持や、地域住民への協力など、地域社会の持続可能な発展への貢献も重要です。これらに係る取組を位置づけました。
	1-2. 地域社会への貢献 (1)地域への理解と、取組への参画 (2)地域社会の経済循環への貢献	
2. 国立公園の保護と利用に関する機能・役割	2-1. 国立公園の自然環境保全及び利用環境整備 (1)利用者への普及啓発 (2)自然環境保全又は利用環境の整備・管理	国立公園における感動体験の提供を持続可能に行うためには、滞在拠点となる宿泊施設が「感動体験の提供」に関わること、そして感動体験を支える基盤である「自然環境の保全」にも参画し、利用者にその重要性を普及啓発することが期待されています。これらに係る取組を位置づけました。
	2-2. 国立公園ならではの感動が得られる自然体験アクティビティの提供 (1)取扱うアクティビティ (2)利用者への情報発信 (3)アクティビティへの参加申込 (4)アクティビティの開発・実施 (5)ガイド人材の育成	

3. 取組の実効性の確保	1.、2. の取組の実効性を高め、持続させるために有効な取組を位置づけました。
--------------	---

表2. 各機能・役割の詳細項目の区分

目指す水準	趣旨
コア項目	「国立公園に立地する宿泊施設」として全ての宿舎事業者の達成を推進する項目。 国立公園の貴重な自然に負荷をかけないための基本的な取組や、経営規模や立地条件によらず、取り組み可能と思われる内容を設定。
ステップアップ項目	「理想像」を目指すために、少しでも多く実施されていることが望ましい項目。 本項目を満たす宿泊施設を拠点として、より高付加価値な滞在体験の提供につながる内容を設定。

4. ガイドラインの運用 –連携方策の実施–

「国立公園ならではの宿泊施設」の実現に向けて、ガイドラインで考え方を示すことに加え、図4に示すとおり、ガイドラインを道しるべに、連携方策の実施やガイドラインの運用拡大に、段階的に取り組んでいきます。

具体的には、まずは「理想像」を目指す宿舎事業者と協働した取組を行います。これは、「ステップアップ項目」を具現化する取組を推進し、その周知を行うことで、よりよい宿泊施設のあり方と、宿泊施設を滞在拠点とした魅力的な国立公園の楽しみ方を示し、「理想像」に向けた取組のモデルを示すことが目的です。また、本ガイドラインの内容についても、試行的取組の中で事業者と環境省でともに検証し、よりよいものになるよう更新していく予定です。

その後は、「理想像」を目指す取組を拡大していくとともに、「コア項目」も含めて、ガイドラインの幅広い活用を促すことで、関わる宿舎事業者を徐々に増やしていくという好サイクルを作っていきたいと考えています。そのためには、宿泊事業者のみならず、連携事業者、来訪者、地域からの広い参画も必要となるため、その推進についても記載しています。

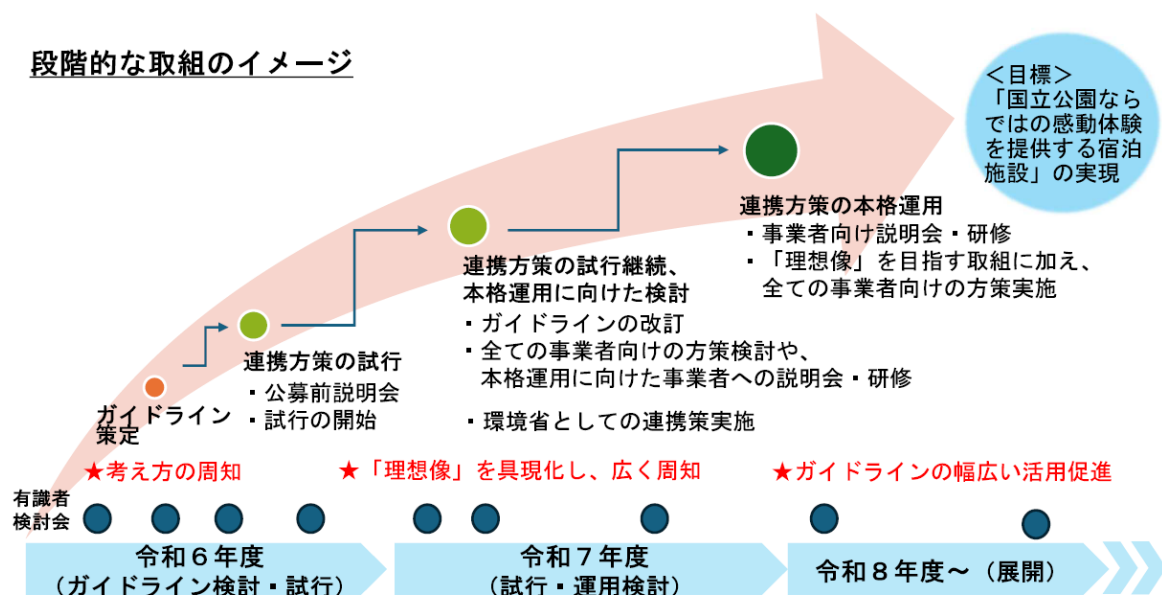


図4. 段階的な取組のイメージ

II.「国立公園ならではの宿泊施設」として有してほしい機能・役割

1. 環境と社会の持続可能な発展に関する機能・役割

1-1. 環境負荷の総量削減に係る取組の実施

<基本理念>

脱炭素社会、循環型社会及び自然共生社会の実現は、社会全体としての重要なテーマです。貴重な自然環境が保全されてきた国立公園においては、特にしっかりとした環境対策が必要であり、滞在拠点となる宿泊施設にも、環境負荷の総量削減に積極的に取り組み、国立公園を含む社会全体の持続可能な発展に貢献する役割を果たすことが期待されています。

ここでは、そうした環境負荷の総量削減につながる具体的な項目を、エネルギー、廃棄物、水資源、調達、生物多様性の観点に分けて設けています。また、こういった取組を宿泊客に理解し、協力してもらうことも大切であるため、周知の取組についても項目を設けています。

近年、地球環境・社会環境に配慮した取組は、旅行者にとっても、旅行先や旅行商品を選ぶ際の重要な要素になりつつあります。サステナビリティへの関心が高まっていく今後において、このような取組を積極的に進め、それを積極的に発信することで、選ばれる宿泊施設、地域であり続けることができると考えています。

国立公園の理念に基づき質の高い環境配慮を行っていることを対外的に証明することは、宿泊施設の付加価値に繋がります。本ガイドラインは宿泊施設の責任ある取組を支え、それを対外的にも発信するものです。

(1) 環境負荷の総量削減に係る取組の実施

<コア項目>

チェック項目	
エネルギー・脱炭素	☐ エネルギーの使用量を把握したうえで見直しを行っている (例:電気、ガス、ガソリン、灯油などの使用量を月単位で確認し前年同期と比較している)
	☐ エネルギー効率の高い機器を導入している (例:LED 照明、高効率な空調や厨房機器(冷蔵・冷凍庫、食洗器など)を導入している)
	☐ 出勤時や移動時に温室効果ガスの排出削減につながる移動手段を推奨している (例:地域バスの利用、ハイブリッドカーや電気自動車などのエコカー利用、社員用の乗合バスの運行を行っている)
廃棄物	☐ 廃棄物の排出量を把握したうえで見直しを行っている (例:分類別の廃棄物の排出量(重量もしくは袋数)を月単位で確認し前年同期と比較している)
	☐ ごみを分別している (例:ごみと再利用できる資源の分別式ごみ箱を設置している)
	☐ 使い捨てのバス用品(シャンプー、石鹸等)を提供していない (例:ディスペンサーで提供し、個包装製品の削減に努めている)
	☐ アメニティに関する配慮を行っている (例:フロントで必要数のみ提供、リサイクル素材への切替、廃止等)
	☐ 使い捨て食器に関する配慮を行っている (例:使い捨て食器を使用しない、使用する場合は環境配慮型の食器を使用している)
	☐ 施設で使用する紙を削減している (例:紙の使用量の把握やペーパーレス化)
水資源	☐ 水の使用量を把握したうえで見直しを行っている (例:水の使用量を月単位で確認し前年同期と比較している)
	☐ 施設内のシャワーやトイレの節水対策を行っている (例:節水型のシャワー、トイレ、風呂桶の導入)
	☐ 滞在中に何度も使えるボトル・タンブラーやウォーターサーバーによる飲料水の提供等を行っている
	☐ 環境配慮型の洗剤やシャンプー等を使用している
	☐ 連泊時の清掃サービスの削減、実施不要を選択肢として提供している (例:連泊時の毎日の清掃を実施していない・しないことを説明している)

チェック項目	
生物多様性への配慮	☐ 外来種の生き物を飼育せず(ただし、それらが逃げ出さないような措置を講じた上で、生物多様性保全に関する啓発を目的とする場合にはこの限りでない)、地域に根ざした生き物であっても動物福祉に反する行動をとらない (例:外来種の生物を飼育しない・繁殖させない、生き物をむやみに捕獲しない)
	☐ 植物の植栽や栽培を行う場合、周辺に拡散する可能性のある園芸品種、外来種等を植栽・栽培しない
	☐ 野生生物に悪影響を及ぼすような行動をとらない (例:利用者に野生生物を見せるための餌付けをしない、公害対策の実施)
周知	☐ 上記の取組を宿泊客に周知し協力を依頼している

<ステップアップ項目>

チェック項目	
エネルギー・脱炭素	☐ GHGプロトコルに基づき排出量測定を実施している
	☐ カーボンクレジットの購入により排出量を相殺している (例:クレジット付のお土産やサービスの取扱い、商品やサービス利用に対する寄付型のオフセットを実施している)
	☐ 施設で使用する電力に、再生可能エネルギー、自然エネルギーを使用しており、これらの使用割合を把握している (例:使用電力を100%再生可能エネルギーで賄うRE100%を目指す取組を進めている)
	☐ 施設内で再生可能エネルギーにより発電を行い、使用している (例:使用するエネルギーの一部に自家発電の太陽光エネルギーを使用している)
	☐ 電気自動車の利用に対応している (例:電気自動車の充電スタンドを設けている、もしくは近隣の充電スタンドを紹介している)
	☐ カードキーや人感センサーを活用した電源管理をしている (例:客室不在時に電源を切る設定にしている)
	☐ 環境に配慮した施設設計をしている (例:断熱化、ZEB・ZEH化、LEED認証の取得を進めている)
廃棄物	☐ 食事の提供方法を工夫しフードロスの削減に取り組んでいる (例:食事の終了時間を踏まえたビュッフェの提供方法を工夫している)
	☐ 食品残さのリサイクルに取り組んでいる (例:食品残さのたい肥化・飼料化に取り組んでいる)
	☐ 徹底的な分別によりゼロウェイストを目指している (例:地域指定以上の分別を実施している)

チェック項目	
調達(※)	☐ 環境に配慮した食品を選択している (例:減農薬・低農薬、オーガニックの食材を使用した料理を提供している)
	☐ 環境に配慮した製品購入やサービス選択を行っている (例:グリーン購入法に基づく商品(FSC認証の紙や再生紙等)、フェアトレード商品を購入している)
計画・開示	☐ 上記について、経営層で議論された方針や取組計画があり、それが社員・スタッフにも共有されている
	☐ 上記取組及び計画について、定量的なデータとともに開示している (例:宿泊施設のホームページで、再生可能エネルギーの使用率を公表している)

(※)地産地消等、地域に係るものは1-2. 地域社会への貢献に記載(p13参照)

【コラム1】黒川温泉一帯地域コンポストプロジェクト (黒川温泉観光旅館協同組合)

■黒川温泉全体で取組む「2030年ビジョン」

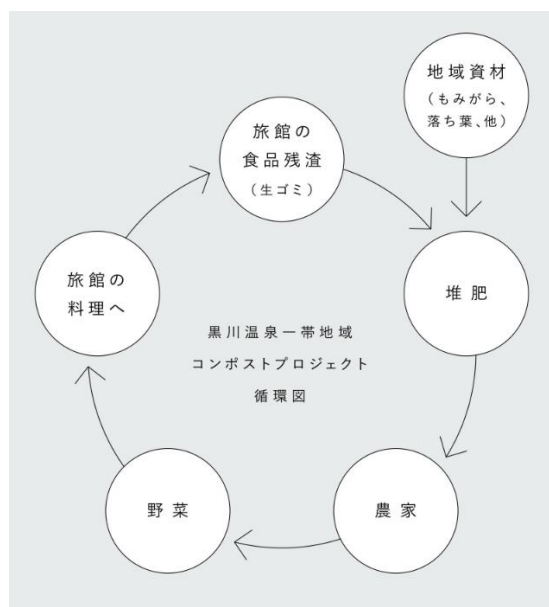
黒川温泉は、「黒川温泉一旅館」という地域理念を掲げており、ひとつひとつの旅館が“離れ部屋”、旅館をつなぐ小径は“わたり廊下”、自然の景観は“宿の庭”と温泉街全体が一つの大きな旅館のように自然に溶け込んでいます。旅館は個々で競いながら質を高める一方で、手を取り知恵を出しあい温泉地全体の繁栄を志しています。同組合には、旅館が 30 軒あり、阿蘇くじゅう国立公園内の宿泊施設も数軒含まれています。

同組合では、里山の風土”人と自然の共生”をもとに旅館がもつ日本文化に根ざした時間と空間で世界中の人々をおもてなし、阿蘇くじゅうの豊かな地域資源を活用、循環させることで環境、経済、人々の幸福につながるサステナブルな温泉地を目指して「2030年ビジョン」を策定し、「黒川温泉一帯地域コンポストプロジェクト」などの実証実験を進めています。

■黒川温泉一帯地域コンポスト(堆肥)プロジェクトの概要

黒川温泉では、2020～2022 年にかけて、旅館から出る食品残渣(生ゴミ)を活用して完熟堆肥をつくり、その堆肥で育てた野菜を旅館で提供する一連の地域資源循環の実証実験を実施しています。

堆肥の作成時に必要な床材(生ゴミを腐らせずに、減量、減容するための副資材)は、農家や建設会社、物産館から入手したり、温泉街の落ち葉など地域資材から収集しています。2020 年は4ヶ月間で約 2,000L の堆肥をつくりました。堆肥で栽培された野菜は旅館への提供に加え、クラフトトマトジュースとして商品化され、完売しました。



■今後の展望

現在は、組合としての実証実験した成果を元に、各旅館でのサステナブルな取組や自治体と連携した資源循環の活動への展開を目指しています。旅館組合の利益追及だけでなく、「食」や「サステナブル」を動機とする旅館宿泊者を増やすことで地域全体の利益を高め、黒川温泉の取組から、南小国町全体の取組まで循環の輪を広げる取組を目指しています。



出典:黒川温泉 HP

1-2. 地域社会への貢献

<基本理念>

日本の国立公園は、土地所有に関わらず区域を指定する「地域制自然公園」であり、国立公園内に住み、暮らしている多くの人々がいます。地域社会が自然環境と共生してこそさまざまな利用が可能となっているため、地域社会が持続可能であることと、国立公園が地域の人々の生活の質の向上に貢献していくことが、国立公園としての価値を提供し続けるためにも重要です。

また、国立公園における感動体験の提供には、宿泊施設だけでなく、地域の魅力を支える団体やアクティビティ事業者等の地域関係者の存在や、地域の資源（自然環境のみならず、伝統、文化、特産品）が必要不可欠です。

ここでは、そのような地域社会の維持・発展につながる項目を、「地域への理解と、取組への参画」、「地域社会の経済循環への貢献」の2つの観点に分けて設けています。

(1) 地域への理解と、取組への参画

<コア項目>

チェック項目
☐ 地域の歴史・文化を理解し、尊重している
☐ 地域の関係者と良好な関係を構築し、地域の取組に参画・協力している (例1:地域とコミュニケーションを図り関係構築に努め、地域活動に参加している) (例2:商工会、観光協会、町内会や自治会等の地域の団体に加盟し、地域と連携した取組を行っている) (例3:ロビー、屋外広場、駐車場等をイベント会場や避難場所として提供している、地域内の共有エリアの清掃活動に参加している等)
☐ 地域の歴史・文化や、地域の活動等の地域情報の発信を行っている

<ステップアップ項目>

チェック項目
☐ 国立公園に関係する協議会に参画している(加盟する団体としての加入も含む)

(2) 地域社会の経済循環への貢献

<コア項目>

チェック項目	
☐	提供する食材はその地域でとれた食材を優先して使用している (例:食材の仕入れ先は地元生産者を優先している)
☐	地域の製品・商品やサービスを優先的に調達している (例1:ガイド、通訳、交通、土産物販売、清掃、造園、修理・整備等は地元事業者を優先して活用している) (例2:地元生産者から直接購入した農作物を料理で使用・提供している)

<ステップアップ項目>

チェック項目	
☐	施設スタッフ、ガイド、関連する事業者について、地域の雇用創出や働き手の確保に努めている (例:移住支援も含めて地域在住の住民を雇用している)
☐	地域の商店(飲食店、お土産屋等)と連携・協力し、宿泊客などの利用者が地域の商店や飲食店を積極的に利用する仕組みを提供している (例1:地域の飲食店マップの提供をしている(デジタル推奨)) (例2:地域通貨の案内と活用を促している) (例3:素泊まりオプションの提供(泊食分離))
☐	伝統工芸品や地域の特産品、食文化等を自然環境にまつわる背景・ストーリー、職人の状況等を含めて紹介し、提供・販売している (例1:お土産コーナーでの案内・販売、HPやSNSを通じて案内・販売している) (例2:地元の食材を使った伝統食等を、解説と共に宿泊者に提供している)
☐	地元の木材・建材・大工(建設会社)や伝統的な建築様式、伝統工芸品を使用している (例:内装に地域の伝統様式を踏まえた家具を設置している)
☐	地産地消について、具体的な使用品目や割合等の情報を開示している

【コラム】ホテルから出た生ごみを堆肥として再資源化する 「環パイン プロジェクト」(星野リゾート 西表島ホテル)

■勝手にSDGs(星野リゾートの地域貢献や環境配慮の取組)

星野リゾートでは、創業当時から木製水車による水力発電の導入、隣接する国有林を活用したエコツーリズムの推進など、代々「環境との共生」に取り組んできました。その後、経済価値と社会価値を両立するCSV経営(共通価値を創造する経営)のもと、SDGsをその促進のフレームワークとして捉え、環境経営の推進やフードロスの削減、伝統文化・伝統工芸の継承に向けた取組など、各施設が実施するユニークな取組を「勝手SDGs」と題して実施しています。

同社の西表島ホテルは、島の自然環境を保護し、持続可能な観光の仕組みを作るため、日本初の「エコツーリズムリゾート」を目指しています。ペットボトル販売廃止や1WAYプラスチックフリー、イリオモテヤマネコのロードキル防止活動など地域の環境に配慮しながら、世界遺産に選ばれた島の魅力と価値を感じるネイチャーツアーを1年を通して提案しています。

本コラムでは、「勝手にSDGs」の取組の1つである「環パイン プロジェクト」を紹介します。

■「環パイン プロジェクト」の概要

西表島でのピーチパイン生産活動では、肥料の価格高騰が課題となっており、パイン農家によって、島内で排出された生ごみを堆肥として活用する循環型農業の取組が行われていました。西表島ホテルでもこのパイン農家の取組に協働し、2024年からは「環パイン プロジェクト」を開始しています。同プロジェクトでは、ホテル敷地内に堆肥舎を設け、ホテルのレストランで出た生ごみをホテル敷地内で堆肥化に取組んでおり、できあがった堆肥は2024年冬から島内のパイン農家に配布予定です。また、その堆肥を使って栽培されたピーチパインを、毎年パイン農家と協働してホテルで開催している「春のピーチパイン祭り」で宿泊者に振る舞うことを目標としています。このイベントでは、西表島の特産品であるピーチパインを実際に味わい、美味しさの秘密を島のパイン農家から直接学ぶことができます。島内の持続可能な循環型農業に貢献し、さらに観光資源としてのピーチパインの価値向上を目指しています。



出典:星野リゾート HP

2. 「国立公園の保護と利用」に関する役割・機能

2-1. 国立公園の自然環境保全及び利用環境整備

<基本理念>

感動体験の提供において最も重要かつ基本となるのは、「最大の魅力は自然そのものであり、自然環境の保全を基本とし、自然そのものの魅力を生かす」こと。つまり、自然環境の保全は、感動体験の提供の出発点だと言えます。

そのためにまず重要なのが、利用者への「その場所が国立公園であり、自然環境は利用を支える基盤である」ことの普及啓発です。その上で、「利用者自身が自然環境の保全などに携わる機会」や「その成果を利用者自身が実感できる仕組み」があり、利用者の「その感動した自然風景を守りたい、更に良くしたい」という気持ちを育み、自然環境の保全に再び還ってくるという「保護と利用の好循環」を育んでいくことが重要です。

(2)では利用環境の整備・管理についてもまとめてあります。多くの人々に感動を与えるには、国立公園の自然を守りながら利用していくための施設整備・管理に関する取組も重要です。

(1) 利用者への普及啓発

<コア項目>

チェック項目
☐ 国立公園の基礎的な情報を普及啓発している (例:立地する国立公園名、区域、特徴や魅力、国立公園のビジョン・ブランドプロミス・コンセプト等)
☐ 国立公園の利用のルールやマナーに関する情報を普及啓発している
上記に関して、実施する方法についても教えてください ☐ パンフレットの設置 ☐ ロビーでのパネル・サイネージの設置 ☐ HP・SNS での紹介

<ステップアップ項目>

チェック項目
☐ 宿泊客以外にも情報展示(写真・パネル、デジタルサイネージ、映像放映等、学習スペース)を開放している (例:ロビーの一部を国立公園の紹介コーナーとして開放している)
☐ 宿泊施設内で、スタッフ等によるガイダンスを毎日、または希望者の希望に応じてその都度実施している
☐ 国立公園マーク・統一フォント等の活用や、共用スペース・屋外標識で所在する国立公園名の表示を行っている

(2) 自然環境保全又は利用環境の整備・管理

本項において対象とする自然環境保全活動や利用施設は、国立公園管理上必要なものとする。(登山道の補修、外来植物の駆除等、国立公園の管理上必要なものであって、1-2に含まれるような市街地内での清掃活動等や、市街地内のベンチ等の整備は含まない。)

<コア項目>

チェック項目	
☐	国立公園内の自然環境保全や利用環境の整備・管理に参画協力している

<ステップアップ項目>

下記のうちいずれか1つを実施していること。

チェック項目	
☐	宿泊客などの利用者が国立公園の自然環境保全に参加する機会を設けている
☐	土産物や宿泊プラン等に自然環境保全に必要な費用を付加した商品を販売し、その売上の一部を立地する国立公園の自然環境保全の活動等に還元し、その情報を来訪者にも提供している (例:お土産の売上の一部を地元団体に寄付し、地元団体が実施する保全活動の資金に充当されている)
☐	宿泊施設自ら自然環境保全に資する活動を実施している
☐	地域と連携して自然共生サイトに登録している、もしくは登録を検討している (例:敷地内のビオトープ等を自然共生サイトに登録している)
☐	宿泊利用者を含む利用者を対象とした国立公園内の利用施設(ベンチ・トイレ・遊歩道・園地等)を整備している、または関わっている(該当する全ての項目に✓(チェック)してください) ☐ 工作物(ベンチ・東屋等)の整備 ☐ トイレの整備 ☐ 登山道・遊歩道等の整備 ☐ 園地等の整備 ☐ その他()
☐	宿泊利用者を含む利用者を対象とした国立公園内の利用施設の維持管理をしている、または関わっている(該当する全ての項目に✓(チェック)してください) ☐ 工作物(ベンチ・東屋等)の修繕 ☐ 登山道・遊歩道等の草刈り ☐ 登山道・遊歩道等の修繕 ☐ 国立公園としての特徴的な眺望確保のための伐採 ☐ その他()
☐	国立公園内の利用環境を向上させるための取組に参画・協力している (例:地域で作成した計画に則った景観改善の取組に協力している)

【コラム3】宿泊施設による自然環境保全の取組について(五千尺ホテル上高地・上高地ホテル白樺荘)

■宿泊施設による自然保護・維持管理につながる商品の開発

中部山岳国立公園内の上高地に位置する宿泊施設である五千尺ホテル上高地と上高地ホテル白樺荘では、収益の一部を登山道の整備や環境保全に取り組む団体に寄付する上高地の土産品として「稜線バタークッキー」を企画・開発し、2022 年8月から販売を開始しています。

■商品開発に至った経緯

上高地の登山道整備については、行政の対応が追いつかない部分がある中で、その一翼を担っていた山小屋がコロナ禍で登山客減少で苦勞されている背景があり、お客様に保全活動の財源確保に協力いただく仕組みとして、上高地でしか買えない商品の開発に至りました。

このように、地域課題が先にあり、それを解決する手段として、企画が行われています。

■寄付の仕組みや取組のポイント

「稜線バタークッキー」は、クッキー1枚あたりの寄付額を 10 円として、国立公園内の環境整備といった明確な使途に利用する2団体(北アルプス登山道等維持連絡協議会、自然公園財団上高地支部)への寄付が行われており、2022 年度は計 200 万円程度、2023 年度は計 400 万円程度の寄付を実現しています。

このようなクッキー1枚当たりの寄付額や寄付先、そして地域全体における販売数・金額については宿泊施設の SNS 等で公表しており、このように会計情報をオープンにすることで、地域や顧客による好意的な受け止めに繋がっています。

日本アルプス上高地寄付金型商品

2023年は
403,554枚販売
4,035,540円
寄付させて頂きました!
ありがとうございます

日本アルプス上高地
稜線バタークッキー

近代登山黎明期、登山家が行動食として持ち歩いてたといわれる船乗品のビスケットをイメージし、現代風にアレンジしました。
当時はハイカラであった登山とビスケット。
時が流れても変わらない上高地の魅力とともに味わっていただければ幸いです。

3個入 300円 12個入 1,000円 24個入 2,000円

出典)五千尺ホテル上高地 HP(<https://www.gosenjaku.co.jp/2024/05/10/23446/>)

2-2. 国立公園ならではの感動が得られる自然体験アクティビティの提供

<基本理念>

自然環境の魅力や、地域の歴史・文化・生活を踏まえたその国立公園ならではの価値に基づく感動や学びの体験の提供は、旅行者の満足度を高め、リピーター増加や消費単価向上に寄与することにつながります。また、自然体験アクティビティ(以下、「アクティビティ」という。)提供に関わる多くの地域プレーヤーの方々との連携は、地域の人々にも多くの経済メリットをもたらします。

このアクティビティ提供において宿泊施設が担うことができる役割は多岐に渡り、比較的手軽に実施できる「利用者への情報提供」から、「アクティビティへの参加申込の受付」「アクティビティ開発」「人材育成」など、主体的にアクティビティ運営に関わる役割まで考えられます。ここでは、このような観点の項目を設けています。

また、感動体験の提供は、自然体験に付加価値を持たせたアクティビティである必要があるため、その点についても項目を設けています。

(1) 取扱うアクティビティ

本項の(2)～(5)での取組において取扱うアクティビティは、以下を満たすものとする。

<コア項目>

下記のうち、いずれかに該当すること。

チェック項目
☐ 環境省の「国立公園における自然体験コンテンツガイドライン」の基礎的項目(フェーズ1)の項目を9割以上満たしている(詳細は、P22)
☐ 地域の資源を適正に利用するガイドツアー・伝統文化・食に関する体験等である

<ステップアップ項目>

チェック項目
☐ 地域におけるストーリー(自然・暮らし・文化など地域の資源をつなぎ、その風景地の成り立ちや価値を伝えるもの)が整理されており、情報発信、アクティビティ実施の際等に、利用者に対してそのストーリーを伝えている
☐ 地域において、インタープリテーション全体計画(各国立公園におけるストーリーや、望まれる体験等を整理したもの)が作成されており(又は作成予定)、アクティビティとインタープリテーション計画が連動している(又は予定がある)
☐ 高付加価値化されている(例:特別な場所へのガイドツアー、通常行われていない早朝・深夜等の限定的な時間帯のツアーを実施している)

(2)利用者への情報発信

<コア項目>

チェック項目
☐ 立地する国立公園の魅力や、自然・歴史・文化・生活に基づくストーリーに関する情報を発信している
☐ 立地する国立公園ならではの自然の満喫方法等(アクティビティ含む)に関する情報を発信している
上記に関して、実施する方法についても教えてください ☐ パンフレットの設置 ☐ ロビーでのパネル・サイネージの設置 ☐ HP・SNS での紹介

(3)アクティビティへの参加申込

<ステップアップ項目>

チェック項目
☐ アクティビティの参加申込を受け付けている (例:予約時にオプションがあり、参加者からの希望を受け付けられる)
☐ アクティビティに関して、安全上の留意点や、事前準備等の周知を行っている
☐ 当日参加可能なアクティビティの参加申込を受け付けている (例:チェックイン時に紹介して希望に応じて手配している)

(4)宿泊施設によるアクティビティの開発・実施

<コア項目>

チェック項目
☐ 地域の事業者、観光協会等の団体によるアクティビティの開発・提供に参加している (例:企画会議等への参加、HPでのアクティビティの周知を行っている)

<ステップアップ項目>

チェック項目
☐ 宿泊施設自らまたは地域の事業者、観光協会等の団体と連携してアクティビティを開発し、提供している

(5)ガイド人材の育成

<コア項目>

チェック項目
☐ 取扱うアクティビティは地域の事業者によるアクティビティを優先的に案内または活用している

<ステップアップ項目>

チェック項目	
☐	スタッフがガイドを兼ねられるような取組を実施している (例:社員研修の一環としてガイド事業者による研修を企画し参加している)
☐	地域のガイド人材の育成に寄与している (例1:施設スタッフがガイドを兼ねるなど施設の繁閑に左右されない採用で地域の雇用創出へ貢献している) (例2:地域のガイド認証制度に参画している)

【コラム4】国立公園における自然体験コンテンツガイドライン

■ガイドラインの概要

環境省では全国の国立公園で提供される様々なコンテンツ(アクティビティや体験など)について、コンテンツ提供事業者自らが「コンテンツ造成」、「安全対策・危機管理」、「環境への貢献・持続可能性」の3つの観点から、その質を確認できるガイドラインを作成しています。

自然資源を活用した付加価値の高いコンテンツづくりは、旅行者の満足度を高め、リピーターの増加やコンテンツ単価の向上に寄与します。また、多くの地域プレーヤーの方々と交流することで、地域の自然環境や地域の人々にもメリットをもたらし、旅行者に長く選ばれつづける地域づくりにもつながります。このようなより質の高い国立公園ならではのコンテンツの提供が進むようにという主旨で作られたガイドラインです。

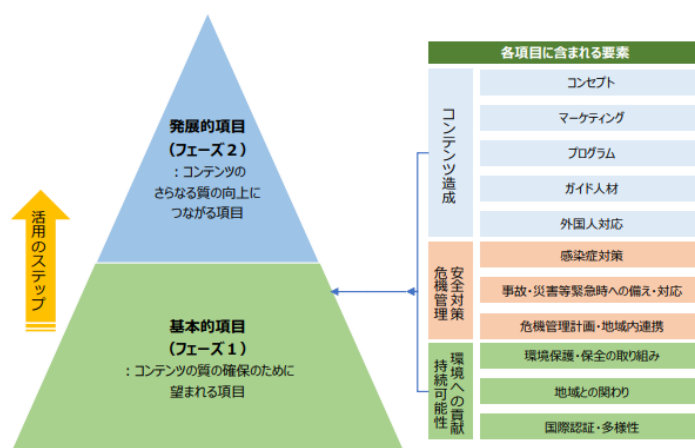
ガイドラインの詳細は以下のURLかQRよりご確認ください(2023年3月、Ver3.0 を公表)。

<https://www.env.go.jp/park/doc/law/kouenkeikaku060.pdf>



■ガイドラインの構成

コンテンツづくりや高付加価値化のための重要なポイントを、基本的項目(フェーズ1)と発展的項目(フェーズ2)に分けて整理しています。フェーズ1では、「個別事業者の取組」によりコンテンツの質の確保につながる項目を、フェーズ2では、フェーズ1を満たした上で、「個々の事業者による地域志向や、事業者が主体となり地域関係者と一緒に取り組むこと」で、選ばれる地域となるようさらなる質の向上を目指す項目が、それぞれ記載されています。また、各項目の優良事例についても紹介しています。



■ガイドラインの活用について

セルフチェックによる活用や、地域関係者とのコミュニケーションツールとしても活用いただけます。また、環境省では、国立公園オフィシャル WEB サイト「国立公園に、行ってみよう!」において、ガイドラインにおける基礎的項目(フェーズ1)を、事業者自らが確認し、9割以上の項目を達成したコンテンツを掲載しています。

<https://www.env.go.jp/nature/nationalparks/nxc-guidelines/>

3. 取組の実効性の確保

<基本の理念>

「1. 環境と社会の持続可能な発展に関する機能・役割」、「2. 『国立公園の保護と利用』に関する機能・役割」(以下、それぞれ「1.」「2.」と省略する。)の取組の実効性を高め、取組を持続させていくためには、組織一丸となった取組や課題が生じる毎に改善する仕組みを設けることが大切です。ここでは、取組の実効性を確保・向上させるために、有効な取組について記載しています。

<コア項目>

チェック項目	
☐	1.、2. に関して、社員・スタッフに対する研修等の定期的な教育機会を設けている
☐	社員・スタッフに対して、国立公園に関する取組の満足度や課題を確認している
☐	1.、2. に記載した取組を継続していくために、自社で策定している経営計画等に位置づけている
☐	宿泊施設利用者の満足度や指摘事項等をアンケート調査等で把握している
☐	1.、2. の取組のうち、インバウンドの旅行者向けの内容を必要に応じて多言語化している (例:パンフレットにまとめている)

<ステップアップ項目>

チェック項目	
☐	1.、2. に記載した取組の計画を公表している
☐	1.、2. に記載した取組の実施結果を把握し、公表している
☐	上記を踏まえ、定期的に計画の見直しを行っている
☐	保全団体等(登山、サイクリング、トレッキング、キャンプ)など、全国、国際団体との連携やその活動の支援など、他地域とのネットワーク構築や連携を図っている

III. 備考

1. 用語解説

用語	解説
ネイチャーポジティブ	日本語訳で「自然再興」といい、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことを指す。これまでの自然環境保全だけでなく、経済から社会、政治、技術までの全てにまたがって改善を促していくことで、自然が豊かになっていくプラスの状態にしていこうというのがネイチャーポジティブの趣旨。国内では、2023 年 3 月に閣議決定した生物多様性国家戦略 2023-2030 において 2030 年までにネイチャーポジティブを達成するという目標が掲げられている。具体的には、陸域、海域それぞれの30%を健全な生態系として保全する(30by30)目標が掲げられている。(出所:環境省資料)
アドベンチャートラベル	「アクティビティ・自然・文化体験の3要素のうち、2つ以上で構成される旅行」。アクティビティを通じて地域の自然・文化を体験することにより、旅行者自身が、未体験の多様な価値観に触れ、自身の内面に変化がもたらされるような旅行スタイル。一般的な観光旅行よりも現地での長期滞在が見込まれ、観光消費額も大きい傾向となるため、地域への経済効果が大きい点が特徴。(出所:JNTO HP)
自然体験アクティビティ	国立公園内の自然を活用し、登山やハイキング、カヌーなどの体験型アクティビティだけでなく、ガイドやパンフレット、掲示物、SNSなどを通じて、地域の歴史、文化、食などに関する学習や体験も含んだアクティビティ。
国立公園の利用の高付加価値化	富裕層を対象に高額で豪華な宿泊施設やサービスを提供することではなく、次の①及び②を付加価値として高めることを意味すると定義されている。保全価値の高い地域での(人数を制限した)特別な体験、質の高い専門知識や技術の提供などには適正な価格設定、また参加者の高いニーズに応えることも求められる。 ①国立公園だからこそ守られてきた貴重な自然環境を基盤として、その土地の生活・文化・歴史を踏まえた国立公園ならではの本物の価値に基づく(魅力的な)感動や学びの体験を提供することで、利用者に自己の内面の変化(トランスフォーメーション ¹)を起こすことを目指す。 ②サステナビリティ及びレスポンスビリティの観点で、保護と利用の好循環の実現を目指す。 (出所:宿舎事業を中心とした国立公園利用拠点の面的魅力向上に向けた取組方針(2023 年)、環境省)

¹ 利用者の考え方や人生観にまで影響を及ぼすような意識変容・行動変容を指す。

GHGプロトコル	温室効果ガスの排出量を算定・報告する際の国際的な規準。地球温暖化対策のために企業が温室効果ガスの排出量を算定・報告するようになり、実態を反映した信頼性のある情報のための規準として作成された。
自然共生サイトへの登録(OECM)	「自然共生サイト」とは、「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を国が認定する区域。認定区域は、保護地域との重複を除き、「OECM」(Other Effective Conservation Measures)として国際データベースに登録される。
ビオトープ	ビオトープとは、ドイツ語の「biotop」のことで、元々はギリシャ語で「命(bio)のある場所(topos)」という意味。人工や自然を問わず、生き物が生息する場所を指します。森林、湖沼、ヨシ原、干潟、里山、水田などのビオトープがある。
FSC認証	Forest Stewardship Council の略。環境、社会、経済の便益に適い、きちんと管理された森林から生産された林産物や、その他のリスクの低い林産物を使用した製品を目に見える形で消費者に届ける仕組み。
ZEB・ZEH	ZEBはゼロエネルギービルの略称。建築構造や設備の省エネルギー、再生可能エネルギー・未利用エネルギーの活用、地域内でのエネルギーの面的(相互)利用の対策をうまく組み合わせることにより、エネルギーを自給自足し、化石燃料などから得られるエネルギー消費量がゼロ、あるいは、おおむねゼロとなる建築物。ZEHはゼロエネルギーハウスの略称。自宅で「創るエネルギー」が「使うエネルギー」よりも大きい住宅。
LEED	LEED は、Leadership in Energy and Environmental Design の頭文字。環境配慮された優れた建築物を作るため先導的な取り組みを評価するグリーンビルディングの国際的な認証プログラム(環境性能評価認証システム)。

2. 問合せ先一覧

環境省本省
自然環境局国立公園課 〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2 TEL 03-3581-8278
北海道地区
北海道地方環境事務所 〒060-0808 北海道札幌市北区北八条西 2 丁目札幌第 1 合同庁舎 3 階 TEL 011-299-1950
稚内自然保護官事務所 〒097-8527 北海道稚内市末広 5-6-1 稚内地方合同庁舎 TEL 0162-33-1100
大雪山国立公園管理事務所 〒078-1741 北海道上川郡上川町中央町 603 TEL 01658-2-2574
大雪山国立公園管理事務所東川管理官事務所 〒071-1423 北海道上川郡東川町東町 1-13-15 TEL 0166-82-2527
大雪山国立公園管理事務所上士幌管理官事務所 〒080-1408 北海道河東郡上士幌町字上士幌東 3 線 235-33 TEL 01564-2-3337
支笏洞爺国立公園管理事務所 〒066-0281 北海道千歳市支笏湖温泉 TEL 0123-25-2350
支笏洞爺国立公園管理事務所洞爺湖管理官事務所 〒049-5721 北海道虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉 142-5(洞爺湖ビジターセンター2 階) TEL 0142-73-2600
帯広自然保護官事務所 〒080-0047 北海道帯広市西 17 条北3丁目 13-12 TEL 0155-34-5500
新ひだか自然保護官事務所 〒056-0016 北海道日高郡新ひだか町静内本町5丁目1-21(新ひだか町観光情報センター「ぼっぼ」内) TEL 0146-49-2172
釧路自然環境事務所 〒085-8639 北海道釧路市幸町 10-3 釧路地方合同庁舎 4 階 TEL 0154-32-7500
釧路湿原自然保護官事務所 〒084-0922 北海道釧路市北斗 2-2101(釧路湿原野生生物保護センター内) TEL 0154-56-2345
ウトロ自然保護官事務所 〒099-4354 北海道斜里郡斜里町ウトロ西 186-10(知床世界遺産センター内) TEL 0152-24-2297
羅臼自然保護官事務所 〒086-1822 北海道目梨郡羅臼町湯の沢町 6-27 TEL 0153-87-2402
阿寒摩周国立公園管理事務所 〒088-3465 北海道川上郡弟子屈町川湯温泉 2-2-2 TEL 015-483-2335

北海道地区
阿寒摩周国立公園管理事務所阿寒湖管理官事務所 〒085-0467 北海道釧路市阿寒町阿寒湖温泉 1-1-1 (阿寒湖畔エコミュージアムセンター内) TEL 0154-67-2624

東北地区
東北地方環境事務所 〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町 3-2-23 仙台第二合同庁舎 6 階 TEL 022-722-2870
十和田八幡平国立公園管理事務所 〒018-5501 青森県十和田市大字奥瀬字十和田湖畔休屋 486 TEL 0176-75-2728
十和田八幡平国立公園管理事務所盛岡管理官事務所 〒020-0023 岩手県盛岡市内丸 7-25 盛岡合同庁舎 1 階 TEL 019-621-2501
十和田八幡平国立公園管理事務所鹿角管理官事務所 〒018-5201 秋田県鹿角市花輪字向畑 123-4 TEL 0186-30-0330
三陸復興国立公園管理事務所 〒027-0001 岩手県宮古市日立浜町 11-30 TEL 0193-62-3912
三陸復興国立公園管理事務所八戸管理官事務所 〒039-1166 青森県八戸市根城 9-13-9 八戸合同庁舎地下 1 階 TEL 0178-73-5161
三陸復興国立公園管理事務所大船渡管理官事務所 〒022-0001 岩手県大船渡市末崎町字大浜 221-117 TEL 0192-29-2759
三陸復興国立公園管理事務所石巻管理官事務所 〒986-0832 宮城県石巻市泉町 4-1-9 石巻法務合同庁舎 1 階 TEL 0225-24-8217
裏磐梯自然保護官事務所 〒969-2701 福島県耶麻郡北塩原村大字檜原字剣ヶ峯 1093 TEL 0241-32-2221
羽黒自然保護官事務所 〒997-0141 山形県鶴岡市羽黒町荒川字谷地堰 39-4 TEL 0235-62-4777

関東地区
関東地方環境事務所 〒330-9720 埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館 6 階 TEL 048-600-0516
日光国立公園管理事務所 〒321-1434 栃木県日光市本町 9-5 TEL 0288-54-1076
日光国立公園管理事務所那須管理官事務所 〒325-0301 栃木県那須郡那須町湯本 207-2 (那須高原ビジターセンター2 階) TEL 0287-76-7512
日光国立公園管理事務所日光湯元管理官事務所 連絡先 日光国立公園管理事務所

関東地区
檜枝岐自然保護官事務所 〒967-0525 福島県南会津郡檜枝岐村下ノ原 867-1 TEL 0241-75-7301
片品自然保護官事務所 〒378-0415 群馬県利根郡片品村大字鎌田字下半瀬 3885-1 TEL 0278-58-9145
奥多摩自然保護官事務所 〒198-0212 東京都西多摩郡奥多摩町氷川 171-1 TEL 0428-83-2157
小笠原自然保護官事務所 〒100-2101 東京都小笠原村父島西町(小笠原世界遺産センター内) TEL 04998-2-7174
富士箱根伊豆国立公園管理事務所 〒250-0522 神奈川県足柄下郡箱根町元箱根旧札場 164 TEL 0460-84-8727
富士箱根伊豆国立公園管理事務所伊豆諸島管理官事務所 〒100-0101 東京都大島町元町字家の上 445-9 大島合同庁舎 1 階 TEL 04992-2-7115
富士箱根伊豆国立公園管理事務所富士五湖管理官事務所 〒403-0005 山梨県富士吉田市上吉田剣丸尾 5597-1(生物多様性センター内) TEL 0555-72-0353
富士箱根伊豆国立公園管理事務所沼津管理官事務所 〒410-0831 静岡県沼津市市場町 9-1 沼津合同庁舎 5 階 TEL 055-931-3261
富士箱根伊豆国立公園管理事務所下田管理官事務所 〒415-0036 静岡県下田市西本郷 2-5-33 下田地方合同庁舎 1 階 TEL 0558-22-9533
南アルプス自然保護官事務所 〒400-0241 山梨県南アルプス市芦安芦倉 518 南アルプス芦安支所 2 階 TEL 055-280-6055
伊那自然保護官事務所 〒396-0402 長野県伊那市長谷溝口 1394 伊那市長谷総合支所 2 階 TEL 0265-98-1205

中部地区
中部地方環境事務所 〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸 2-5-2 TEL 052-955-2130
白山自然保護官事務所 〒920-2501 石川県白山市白峰ホ 25-1 TEL 076-259-2902
伊勢志摩国立公園管理事務所 〒517-0501 三重県志摩市阿児町鶴方 3098-26 TEL 0599-43-2210
信越自然環境事務所 〒380-0846 長野県長野市旭町 1108 長野第一合同庁舎 TEL 026-231-6570
妙高高原自然保護官事務所 〒949-2112 新潟県妙高市大字関川 2279-2 TEL 0255-86-2441

中部地区
戸隠自然保護官事務所 〒381-4192 長野県長野市戸隠豊岡 1554 長野市戸隠支所 3 階 TEL 026-254-3060
上信越高原国立公園管理事務所 〒377-1526 群馬県吾妻郡嬭恋村大字三原 394-4 TEL 0279-97-2083
上信越高原国立公園管理事務所志賀高原自然保護官事務所 〒381-0401 長野県下高井郡山ノ内町大字平穂 7148 TEL 0269-34-2104
上信越高原国立公園管理事務所谷川管理官事務所 〒379-1313 群馬県利根郡みなかみ町月夜野 1744-1 TEL 0278-62-0300
中部山岳国立公園管理事務所 〒390-1501 長野県松本市安曇 124-7 TEL 0263-94-2024
中部山岳国立公園管理事務所立山管理官事務所 〒930-0221 富山県中新川郡立山町前沢 1209-18 駅前プラザ 2 階 TEL 076-462-2301
中部山岳国立公園管理事務所上高地管理官事務所 〒390-1516 長野県松本市安曇 4468 TEL 0263-95-2032※冬季連絡先 中部山岳国立公園管理事務所
中部山岳国立公園管理事務所平湯管理官事務所 〒506-1433 岐阜県高山市奥飛騨温泉郷平湯 763-12 TEL 0578-89-2353

近畿地区
近畿地方環境事務所 〒530-0042 大阪府大阪市北区天満橋 1-8-75 桜ノ宮合同庁舎4階 TEL 06-6881-6500
吉野熊野国立公園管理事務所 〒647-0043 和歌山県新宮市緑ヶ丘 2-4-20 TEL 0735-22-0342
吉野熊野国立公園管理事務所吉野管理官事務所 〒639-3111 奈良県吉野郡吉野町上市 2294-6 TEL 0764-34-2202
吉野熊野国立公園管理事務所田辺管理官事務所 〒646-0028 和歌山県田辺市高雄一丁目 23 番 1 号 田辺市民総合センター3 階 TEL 0739-34-5061
竹野自然保護官事務所 〒669-6201 兵庫県豊岡市竹野町竹野 3662-4 TEL 0796-47-0236
浦富自然保護官事務所 〒681-0003 鳥取県岩美郡岩美町浦富字出逢 1098-3 TEL 0857-73-1146
大阪自然保護官事務所 連絡先 近畿地方環境事務所
神戸自然保護官事務所 〒650-0024 兵庫県神戸市中央区海岸通 29 神戸地方合同庁舎 7 階 TEL 078-331-1146

中国四国地区
中国四国地方環境事務所 〒700-0907 岡山県岡山市北区下石井 1-4-1 岡山第 2 合同庁舎 11 階 TEL 086-223-1577
岡山自然保護官事務所 連絡先 中国四国地方環境事務所 TEL 086-223-1586
広島事務所 〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 3 号館 1 階 TEL 082-511-0006
大山隠岐国立公園管理事務所 〒683-0067 鳥取県米子市東町 124-16 米子地方合同庁舎 4 階 TEL 0859-34-9331
大山隠岐国立公園管理事務所松江管理官事務所 〒690-0841 島根県松江市向島町 134 番 10 松江地方合同庁舎 5 階 TEL 0852-21-7626
大山隠岐国立公園管理事務所隠岐管理官事務所 〒685-0016 島根県隠岐郡隠岐の島町城北町 55 TEL 08512-2-0149
四国事務所 〒760-0019 香川県高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎南館 2 階 TEL 087-811-7240
高松自然保護官事務所 連絡先 四国事務所 TEL 087-811-6227
松山自然保護官事務所 〒790-0808 愛媛県松山市若草町 4-3 松山若草合同庁舎 4 階 TEL 089-931-5803
土佐清水自然保護官事務所 〒787-0305 高知県土佐清水市天神町 11-7 TEL 0880-82-2350

九州地区
九州地方環境事務所 〒860-0047 熊本県熊本市西区春日 2-10-1 熊本地方合同庁舎 B 棟 4 階 TEL 096-322-2400
福岡事務所 〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎本館 1 階 TEL 092-437-8851
佐世保自然保護官事務所 〒857-0041 長崎県佐世保市木場田町 2-19 佐世保合同庁舎 5 階 TEL 0956-42-1222
五島自然保護官事務所 〒853-0015 長崎県五島市東浜町 2-1-1 福江地方合同庁舎 2 階 TEL 0959-72-4827
雲仙自然保護官事務所 〒854-0621 長崎県雲仙市小浜町雲仙 320 TEL 0957-73-2423
天草自然保護官事務所 〒863-0014 熊本県天草市東浜町 10-1 三貴ビル 5 階 TEL 0969-23-8366

九州地区
阿蘇くじゅう国立公園管理事務所 〒869-2225 熊本県阿蘇市黒川 1180 TEL 0967-34-0254
阿蘇くじゅう国立公園管理事務所くじゅう管理官事務所 〒879-4911 大分県玖珠郡九重町大字田野 260-2 TEL 0973-79-2631
屋久島自然保護官事務所 〒891-4311 鹿児島県熊毛郡屋久島町安房前岳 2739-343(屋久島世界遺産センター内) TEL 0997-46-2992
霧島錦江湾国立公園管理事務所 〒890-0068 鹿児島県鹿児島市東郡元町 4-1 鹿児島第 2 地方合同庁舎 2 階 TEL 099-213-1811
霧島錦江湾国立公園管理事務所えびの管理官事務所 〒889-4302 宮崎県えびの市末永 1495-5 TEL 0984-33-1108
沖縄奄美自然環境事務所 〒900-0022 沖縄県那覇市樋川 1-15-15 那覇第一地方合同庁舎 1 階 TEL 098-836-6400
奄美群島国立公園管理事務所 〒894-3104 鹿児島県大島郡大和村思勝字腰ノ畑 551(奄美野生生物保護センター内) TEL 0997-55-8620
奄美群島国立公園管理事務所徳之島自然保護官事務所 〒891-7612 鹿児島県大島郡天城町平土野 2691-1 天城町役場 4 階 TEL 0997-85-2919
やんばる自然保護官事務所 〒905-1413 沖縄県国頭郡国頭村字比地 263-1(やんばる野生生物保護センター内) TEL 0980-50-1025
慶良間自然保護官事務所 ・座間味事務所 〒901-3402 沖縄県島尻郡座間味村字座間味 109 座間味役場 2 階 TEL 098-987-2662
・渡嘉敷事務所 〒901-3501 沖縄県島尻郡渡嘉敷村字渡嘉敷 183 渡嘉敷村役場 2 階
石垣自然保護官事務所 〒907-0011 沖縄県石垣市八島町 2-27(国際サンゴ礁研究・モニタリングセンター内) TEL 0980-82-4768
西表自然保護官事務所 〒907-1432 沖縄県八重山郡竹富町字古見(西表野生生物保護センター内) TEL 0980-84-7130

参考：国立公園ならではの宿泊施設との連携方策検討会

本ガイドラインは、「国立公園ならではの宿泊施設との連携方策検討会」における議論を踏まえ、策定されました。

<委員名簿(50 音順、敬称略)>

愛甲 哲也(北海道大学教授)

井門 隆夫(國學院大學教授)

加藤 久美(和歌山大学教授、武蔵野大学教授)

下村 彰男(國學院大學教授)【座長】

高山 傑(アジアエコツーリズムネットワーク(AEN)創設理事長、
一般社団法人 JARTA 代表理事)

寺田 直子(トラベルジャーナリスト)

永原 聡子(Deneb 株式会社 共同創業者・代表取締役、アトリエラパズ株式会社 代表取締役)

<検討会の開催経緯>

■ 第1回検討会(令和6年5月31日)

議事:検討の全体概要、ガイドライン(素案)、連携方策の検討

■ 第2回検討会(令和6年6月17日)

議事:取組の全体像及び進め方、ガイドライン(案)、連携方策の試行的取組

■ ガイドラインの公表(令和6年10月29日)

<検討会ウェブサイト>

https://www.env.go.jp/nature/np/post_118_00003.html

国立公園ならではの宿泊施設ガイドライン(1.0 版)

【発行日】令和6年10月

【発行者】環境省自然環境局国立公園課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎 5 号館

TEL 03-3581-3351(代表)

リサイクル適正の表示:印刷用の紙へリサイクルできます

本冊子は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[Aランク]のみを用いて作製しています。